

潮来市監査委員告示第1号

平成27年7月7日付で提出され、同年7月23日付で受理をした潮来市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年9月4日

潮来市監査委員 出口 正明

潮来市監査委員 薄井 征記

- 1 請求の受付
請求人 （略）
- 2 請求の趣旨
（原文のまま掲載）

第1 請求の趣旨

1 違法・不当な公金支出の差止

潮来市が中日本建設コンサルタント株式会社との間で締結した別紙1「中日本建設随意契約一覧表」に記載の各随意契約及びこれらの契約に基づく公金の支出は、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則とする地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2及び潮来市財務規則に違反する違法なものである。また、その合計額は、請求人が把握できたものだけでも、1社に対して18億円以上にもなる不当な公金支出であり、これらの業務委託契約に基づき施工された工事は遅れ、かつ、その工事による液状化対策の効果には疑問視されている点があるにもかかわらず、さらに公金の追加支出をしているものであるから、潮来市は、中日本建設コンサルタント株式会社に対し、違法な随意契約に基づく不当な支出をしてはならない。

2 損害賠償請求

別紙1「中日本建設随意契約一覧表」に記載の各随意契約について、一般競争入札にすれば、少なくとも、予定価格の95%を下回る金額で契約できた蓋然性が高いのであるから、潮来市長は、前潮来市長杉田千春氏に対し、それぞれ別紙2 損害金一覧表の「請求損害金合計額」欄記載の金員を潮来市に支払うよう請求せよ。

第2 請求の理由

1 当事者

- (1) 杉田千春は、平成19年3月7日から平成27年3月6日まで、潮来市長の地位にあった者である。
- (2) 中日本建設コンサルタント株式会社（以下「中日本建設」という）は、名古屋市中区錦一丁目8番6号を本店所在地とし、建設事業に関するコンサルタントおよび技術指導等を主たる業務とする株式会社である。
- (3) 請求人は、潮来市民である。

2 潮来市の液状化対策事業について

- (1) 茨城県潮来市は、東日本大震災による液状化被災市の一つであり、災害復旧を進めながら、被害状況を把握し、その液状化被害をもたらす原因となった地盤特性の把握等を進め、液状化被害の再発を抑制するため、道路や下水道などの公共施設と隣接住宅地等との一体的な液状化対策事業を行おうとしてきた。
- (2) 潮来市は、第1回、第2回、第3回、第4回、第7回および第11回の復興交付金の交付申請に際して、次のとおり、液状化対策事業を対象とした復興交付金事業計画を作成し、交付金の交付を受けてきた。

第1回復興交付金事業計画

「潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成」

第2回復興交付金事業計画

「潮来市液状化対策事業計画案作成」

第3回復興交付金事業計画

「潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成」

第4回復興交付金事業計画

「日の出地区幹線道路液状化対策事業」

「日の出地区市街地液状化対策事業」

第7回復興交付金事業計画

「潮来市液状化対策事業計画案作成」

「日の出地区市街地液状化対策事業」

第11回復興交付金事業計画

「日の出地区市街地液状化対策事業」

「潮来市液状化ハザードマップ作成事業」

ア 第1回復興交付金事業計画

「潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成」

【事業概要】市内優良住宅地として定住促進を積極的に図ってきた日の出地区は、液状化現象による地盤の隆起や陥没など甚大な被害を受け、道路、上下水道、電気等の社会基盤施設の復旧が急務となっている。復旧を迅速に進めるとともに活力ある「復興のまちづくり」を推進するためには、計画的かつ効果的、効率的な液状化対策事業の実施が必要不可欠であるため、日の出地区(196ha)の液状化対策事業計画案を作成する。基本方針として、国土交通省で検討が進められている液状化対策モデル(みずみ

ちネットワーク)を基本とし、「潮来市日の出地区」の個別条件を調査・把握した上で事業計画を策定する。

事業内容は、

- ① 状化対策の資料収集を調査目的とした地区全体の地形・地質の調査・解析
- ② 液状化対策基本モデルを上記調査で把握された個別条件に適用した場合の効果推定
- ③ 上記調査で把握された情報を踏まえ事業計画の策定

イ 第2回復興交付金事業計画

「潮来市液状化対策事業計画案作成」

【事業概要】今回の東日本大震災による液状化被害が発生したエリアは非常に広範囲にわたっている。そのエリアの大半は霞ヶ浦、常陸利根川、外浪逆浦、鰯川、北浦からなる本市を取囲む水辺の沿岸、及び、鰯川と常陸利根川を結ぶ「前川」の水辺の沿岸にほぼ集約される。その中でも、被害の大きかった潮来・辻地区(0.72 km²)、延方・大洲地区(0.64 km²)の両地区は支川の分合流部に近接するなど、水位条件が厳しい状況にあると推察され、また、常陸利根川に面する十番地区(0.42 km²)、外浪逆浦に面する徳島地区(0.12 km²)についても同様に厳しい状況が推察される。さらに、小泉地区(0.05 km²)も液状化による被害が大きく、埋立地であることが原因と推察される。このことから、各地区(合計1.95 km²)における個別条件の調査・把握及び即地的な実証実験による対策効果の検証(揚水効果実証実験等)を行った上で液状化対策事業計画を策定する。

事業内容は、

- ① 状化対策の資料収集を調査目的とした地区全体の地形・地質の調査・解析及び実証実験

- ② 液状化対策基本モデルを上記調査で把握された個別条件に適用した場合の効果推定
- ③ 上記調査で把握された情報を踏まえ事業計画の策定

ウ 第3回復興交付金事業計画

「潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成」

【事業概要】市内優良住宅地として定住促進を積極的に図ってきた日の出地区は、液状化現象による地盤の隆起や陥没など甚大な被害を受け、道路、上下水道、電気等の社会基盤施設の復旧が急務となっている。復旧を迅速に進めるとともに活力ある「復興のまちづくり」を推進するためには、計画的かつ効果的、効率的な液状化対策事業の実施が必要不可欠であるため、日の出地区(196ha)の液状化対策事業計画案を作成する。基本方針として、国土交通省で検討が進められている液状化対策モデル(みずみちネットワーク)を基本とし、「潮来市日の出地区」の個別条件を調査・把握した上で事業計画を策定する。

事業内容は、

- ① 液状化対策の資料収集を調査目的とした地区全体の地形・地質の調査・解析
- ② 液状化対策基本モデルを上記調査で把握された個別条件に適用した場合の効果推定
- ③ 上記調査で把握された情報を踏まえ事業計画の策定

平成24年2月から事業に着手し、測量・調査を進めているが、4月に国土交通省から調査手順のガイドライン(案)が提示されたことから、調査内容を見直し、より効果的・効率的な事業を実施する。

エ 第4回復興交付金事業計画

(ア) 「日の出地区幹線道路液状化対策事業」

【事業概要】東日本大震災により著しい液状化の被害を受けた日の出地区の復興に当たっては、液状化に強いまちづくりを進めていくことが不可欠である。このため、第1次・第3次の復興交付金を受けてこれまで市街地液状化対策事業（D-19）に向けた調査を行ってきたところであり、調査の進展により、対策工法としては地下水低下工法が最も有効であることが明らかとなっている（平成24年10月9日に開催した潮来市液状化対策検討委員会において了承）。また、月に1度日の出地区8人の区長との意見交換会を行い、同意収集の協力を得たことや、平成24年9月2日には住民説明会を開催し、調査を踏まえた対策工法の概要及びこれに伴う地盤沈下リスクの説明を行い、その中で市街地液状化対策事業の早期実現を望む地域住民の意向も確認できたところである。また、日の出地区では電柱倒壊・電線垂れ下がりにより、避難・救援ができない箇所が多発したため、電線地中化を望む市民の意向は強い。液状化対策として地下水低下工法施工後も、電柱の形状（棒状のため不安定）、電線の連結により外力がかかるなど、一般家屋への液状化対策効果と同様に評価することは難しく、電柱の倒壊の恐れも考えられる。電線地中化については、電線管理者と事前協議を終え、平成24年11月7日に開催された茨城県無電柱化協議会の中で、1-13号線が事業計画に位置付けられた。1-12号線については継続協議となったが、平成24年11月14日に東電、NTT共に合意を得ることができ、事業計画に位置付けられることとなった。このように、日の出地区全域において、地下水低下工法による市街地液状化対策事業の実施が確実な状況にある。一方で、市街地液状化対策事業の実施には3分の2以上の住民合意取得等の手続が必要となるため、事業着手には一定の期間が必要である。このため、日の出地区のいち早い復興を進める観点から、同地区の基幹的役割を担う道路に限って道路事業として市街地液状化対策事業

の先行実施を行うこととする（地下水位低下工法では、低下させた分の地下水を河川まで流排水する必要があるが、対象3路線を先行して整備することで地元同意が完了した地区から速やかな工事施工・地下水排出が可能となるため、他の地区内道路に比べとりわけ重要度の高いものである。）また、当該事業を災害復旧工事と一体的に行うことにより、あわせてコストの効率化を図る。基幹的役割を担う3路線の道路事業の主な内容は以下のとおりである。

- ・対策工法は「地下水位低下工法」とする。
- ・「地下水位低下工法」では地下水を地表面から3m程度まで低下するものとし、道路内に幅1m、深さ3m程度の碎石層を造り、この下端に有孔管を埋設し、周辺の地下水を集水、排除する。
- ・地下水位低下工の流末となる幹線水路およびその流末となるポンプ場・調整池を地区全域に対する流末施設の先行施工として整備する。
- ・集水した地下水を幹線排水路に速やかに放流する。幹線水路が有孔管よりも高い位置にある場合はマンホール内に設置したポンプにより汲み上げて放流する。
- ・地表面から3mよりも深い地層で液状化が発生した場合に、その影響が地表面に顕れる危険性を抑制するため、過剰間隙水圧を軽減させる効果を持つ碎石路床を1mの厚さで構築する。
- ・直下型地震など不測の災害で液状化被害の発生により、電柱倒壊、電線切断など、通行障害の危険性を排除することを目的として電線地中化を行う。
- ・日の出地区幹線道路液状化対策事業については、平成24年度中に測量・設計が固まる見込みであるため、平成26年度までの事業費を計上する。

(イ)「日の出地区市街地液状化対策事業」

【事業概要】日の出地区の街路は東日本大震災で液状化による被災を受け、国の災害復旧工事の対象となっている。この中にあって今後、再び同様の震災に見舞われた場合の影響の抑制を目的とする液状化対策を実施する。

その主な内容は以下のとおりである。

- ・対策工法は「地下水位低下工法」とする。
- ・「地下水位低下工法」では地下水位を地表面から3m 程度まで低下するものとし、道路内に幅1m 深さ3m程度の碎石層を造り、この下端に有孔管を埋設し、周辺の地下水を集水、排除する。
- ・集水した地下水は下流に位置する幹線排水路に接続し速やかに放流する。下流に位置する幹線水路が有孔管よりも高い位置にある場合はマンホールに設置したポンプにより汲み上げて放流する。
- ・地表面から3m よりも深い地層で液状化が発生した場合に、その影響が地表面に顕れる危険性を抑制するため、過剰間隙水圧を軽減させる効果を持つ碎石路床を1m の厚さで構築する。

オ 第7回復興交付金事業計画

(ア)「潮来市液状化対策事業計画案作成」

【事業概要】今回の東日本大震災による液状化被害が発生したエリアは非常に広範囲にわたっている。そのエリアの大半は霞ヶ浦、常陸利根川、外浪逆浦、鰯川、北浦からなる本市を取囲む水辺の沿岸、及び、鰯川と常陸利根川を結ぶ「前川」の水辺の沿岸にほぼ集約される。その中でも、被害の大きかった潮来・辻地区(0.72 km²)、延方・大洲地区(0.64 km²)の両地区は支川の分合流部に近接するなど、水位条件が厳しい状況にあると推察され、また、常陸利根川に面する十番地区(0.42 km²)、外浪逆浦に面する徳島地区(0.12 km²)についても同様に厳しい状況が推察される。

さらに、小泉地区（0.05 km²）も液状化による被害が大きく、埋立地であることが原因と推察される。このことから、各地区（合計1.95 km²）における個別条件の調査・把握及び即地的な実証実験による対策効果の検証（揚水効果実証実験等）を行った上で液状化対策事業計画を策定する。

事業内容は、

- ① 液状化対策の資料収集を調査目的とした地区全体の地形・地質の調査・解析及び実証実験
- ② 液状化対策基本モデルを上記調査で把握された個別条件に適用した場合の効果推定
- ③ 上記調査で把握された情報を踏まえ事業計画の策定

平成24年5月から事業に着手し測量・調査を進めているが、平成24年4月の申請以降に、平成24年4月に調査手順のガイダンス(案)が、平成25年1月に地下水位低下工法のガイダンス(案)が、平成25年4月に格子状地中壁工法のガイダンス(案)が、それぞれ国土交通省から提示されたことから、調査内容を見直し、より効果的・効率的な事業を実施する。

(イ)「日の出地区市街地液状化対策事業」

【事業概要】日の出地区の街路は東日本大震災で液状化による被災を受け、国の災害復旧工事の対象となっている。この中であって今後、再び同様の震災に見舞われた場合の影響の抑制を目的とする液状化対策を実施する。

その主な内容は以下のとおりである。

- ・対策工法は「地下水位低下工法」とする。
- ・「地下水位低下工法」では地下水位を地表面から3m程度まで低下するものとし、道路内に幅1m 深さ3m程度の碎石層を造り、この下端に有孔管を埋設し、周辺の地下水を集水、排除する。

- ・集水した地下水は下流に位置する幹線排水路に接続し速やかに放流する。下流に位置する幹線水路が有孔管よりも高い位置にある場合はマンホールに設置したポンプにより汲み上げて放流する。
- ・地表面から3m よりも深い地層で液状化が発生した場合に、その影響が地表面に顕れる危険性を抑制するため、過剰間隙水圧を軽減させる効果を持つ碎石路床を1m の厚さで構築する。

カ 第11回復興交付金事業計画

(ア)「日の出地区市街地液状化対策事業」

【事業概要】

① 現事業経緯

本事業は、日の出地区内の街路について市街地液状化対策事業として、下記の事業を実施することにより、先行して実施する日の出地区幹線道路液状化対策事業とともに、地区全体が再び同様の震災に見舞われた場合の影響の抑制を目的として、第4次、第7次の復興交付金を受けて実施する。

- ・対策工法は「地下水位低下工法」とし、地下水を地表面から3m 程度まで低下する。
- ・道路内に幅1m 深さ3m 程度の碎石層を造り、この下端に有孔管を埋設する地下水排水溝を整備する。
- ・地下水排水溝が流末となる幹線水路よりも低い位置となる箇所にマンホールポンプを整備する。
- ・地表面から3m よりも深い地層に残る液状化層で液状化が発生した場合に、その影響が地表面に顕れる危険性を抑制するため、碎石路床を0.5m の厚さで整備する。

【対象路線】

- ・市道149 路線 (延長約33.300m、幅員6m～8m、マンホールポンプ 3 箇所)

② 第11 次申請事業概要

本事業は、第7次の復興交付金を受け、平成26年度までの事業として、測量・設計を経て、全体を19箇の工区に分割発注し、順次、進捗している所であるが、流末となる幹線水路、ポンプ場他を整備する幹線道路液状化対策事業との工程調整等により、現在、平成27年12月の工事完了を目標に進捗している状況にある。

(イ)「潮来市液状化ハザードマップ作成事業」

【事業概要】 潮来市の液状化対策事業により実施した地盤、および、液状化に関する検討の結果を活用し、宅地の地権者等に適切な液状化対策の実施を啓蒙するため、液状化被害発生の可能性を明示した液状化ハザードマップを作成する。

(3) 潮来市は、これまで下記のとおり復興交付金可能配布額の通知を受けてきた。

第1回 1億2581万6000円

(このうち液状化対策事業費は6495万円)

第2回 2億2827万3000円

第3回 1億2870万8000円

(このうち液状化対策事業費は1億2337万5000円)

第4回 103億2676万0000円

第7回 29億2284万0000円

第11回 17億1975万4000円

【合計】 154億5215万1000円

(このうち液状化対策事業費は約153億円)

(4) 潮来市は、茨城県内で復興交付金の受領額が最も多い市であり、茨城県内で2番目に交付金額の多い北茨城市の約2倍近い復興交付金を受領している。

(5) 復興交付金の財源は、復興特別所得税および復興特別法人税等であり、国民が負担しているものである。

3 随意契約に係る法令及び参考法令等

(1) 地方自治法及び同法施行令

【地方自治法第234条】

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

【地方自治法施行令第167条の2】

第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援セン

ター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

(2) 潮来市条例及び規則等

【潮来市財務規則第135条、第136条及び第122条】

(見積書の徴収)

第135条 予算執行者等は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号の1に該当するときは、見積書を省略することができる。

- (1) 官公署と契約をするとき。
- (2) 官報、収入印紙、郵便切手類、新聞等を購入するとき。
- (3) 水道料、電気料、電話料等の役務の提供に係る契約をするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見積書を徴する必要があるものと市長が認めたとき。

2 前項第4号の規定により見積書を徴しない場合は、見積書に代え契約の相手方から明細書、価格表示の書類等を徴するようにしなければならない。

3 予算執行者等は、随意契約による場合においては、その関係書類（支出負担行為に係るものにあつては、その決議票）にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

(予定価格の設定)

第136条 予算執行者等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第122条の規定により予定価格を設定しなければならない。

(予定価格)

第122条 予算執行者等は、一般競争入札に付する事項の価格をその事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書類を密封することなく、これを事前公表し、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなけれ

ばならない。ただし、一定期間継続して行う事項に係る契約にあっては、その単価について予定価格を定めることができる。

- 3 予定価格は、当該事業に係る実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(3) 財務省平成18年8月25日付け「公共調達の適正化について」

財務大臣が各省各庁の長に宛てた平成18年8月25日付け「公共調達の適正化について」には、原則として一般競争入札によること、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保すること、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとすること等が示されている。

- (4) なお、別紙1「中日本建設随意契約一覧表」に記載の各随意契約は、潮来市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する「予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負」に該当しないためか、議会の議決には付されていない。

4 潮来市と中日本建設との間の随意契約

- (1) 請求者が把握している限りで、潮来市は、東日本大震災以降、中日本建設との間で、別紙1「中日本建設随意契約一覧表」のとおり多数かつ多額の随意契約を締結してきた。

(2) 随意契約の理由

ア 潮来市は、中日本建設と多額の随意契約を締結してきた理由について、当初、「災害により急迫を要し競争入札に付することができないため」などとされ、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号が根拠規定として決裁書面に記載していた。

イ その後、潮来市は、中日本建設が「災害査定に係る復旧調査及び復旧計画書の作成を行っているので、同一業者と契約することにより経費の節減ができる。」ことを理由とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定とし、あるいは、中日本建設が「日の出地区の上下水道、道路の災害査定設計の業務委託を請け負い、本業務に精通しており、効率的かつ安価に業務が遂行できる。」ことを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定とし、あるいは、中日本建設が「日の出地区液状化対策事業計画案作成業務を行い、幹線道路・街区道路液状化対策事業の設計を行っていることから、業務の効率化及び経費の削減が図られる」ことを理由とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠規定として決裁書面に記載している。

なお、随意契約締結に至る決裁書面の中には、根拠規定の援用を明らかに誤っているものや、根拠規定の記載のないものもある。

(3) 随意契約締結に至るまでに提出された見積書について

別紙1「中日本建設随意契約一覧表」に記載のいずれの随意契約も、中日本建設以外の者から見積書を取り付けた形跡がない。また、市長が他の事業者からの見積書を必要としない旨判断した記録もない。

中日本建設以外にも、液状化対策事業の調査、計画案策定、実施設計、施工管理業務を行うことができる民間事業者（基礎地盤コンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社日水コン、日本上下水道設計株式会社、株式会社復建技術コンサルタント、中央開発株式会社、その他、株式会社大林組、鹿島建設株式会社、株式会社竹中工務店、大成建設株式会社、清水建設株式会社等の土木一式を取り扱う大手ゼネコン）は多数存在するはずである。

別紙1「中日本建設随意契約一覧表」の中でも、最も不当なものは、

平成26年3月31日付け「潮来市液状化対策事業計画案作成業務委託（潮来、辻地区他5地区）」の変更契約である。同月3月24日に中日本建設から潮来市に対し提示された見積金額は、1億5959万1600円であったが、実際に契約した金額は、見積書よりも、867万円も高い1億6826万1600円となっているものである。見積金額よりも高い金額で契約を締結し、仮に、この契約書に記載の金額が支払われたとすれば、潮来市が、国民の血税の中から867万円を、一事業者に対して贈与した行為に等しい。このようなことは、中日本建設との随意契約が適正になされていない証左である。

（4）随意契約前に定めるべき予定価格について

別紙1「中日本建設随意契約一覧表」に記載の随意契約の中で、一定程度の算定をして予定価格を定めたものもあるが、当該事業に係る事例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮した形跡があるものはほとんどない。

（5）必要性が乏しい業務の委託

潮来市液状化対策事業計画案作成業務委託（潮来、辻地区 他5地区）については、中日本建設に対し、総額4億6000万円以上の業務委託料が支払われることになったものの、結果として、潮来、辻地区 他5地区については液状化対策を行わないということになったようである。潮来市が中日本建設に対し総額4億6000万円以上の支出をして、潮来市液状化対策事業計画案を作成する意味はなかったか、あるいは、総額4億6000万円もの支出をする意味がなかったものと言わざるをえない。

5 潮来市と中日本建設との間の随意契約及びこれに基づく公金支出の違法

（1）地方自治法234条1項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競

争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条２項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、地方自治法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているからであると解されている。

そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、地方自治法施行令１６７条の２第１項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解されている。

特に、同時期に複数の事業について、１つの事業者のみとの間で随意契約を締結すると、その納期が確保されず、ひいては、市民生活に悪影響を与えるという弊害が生じることになる。早期に復興することが望まれる事業については、なおさらのことである。

地方自治法施行令１６７条の２第１項２号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解されている（最高裁昭和６２年３月２０日第２小法廷判

決・民集41巻2号189頁参照)。

約3年間に、復興事業特に液状化対策事業に係る30以上の業務を、全て中日本建設に委託することは、適正な市場原理が働かず、適正価格を確保できないばかりか、情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じさせるだけでなく、中日本建設の人的、物的資源に左右されることによって、液状化対策が遅れ、さらに、液状化対策に係る技術も、中日本建設が保有する技術のみに限定されてしまうという弊害が生じることは明らかである。特に、中日本建設のマンパワーには限界があると言われており、現場にいる人員が少なく、中日本建設は、時機に応じた対応ができないと不満を漏らす工事業者もいる。

現に、潮来市の液状化対策は遅れており、中日本建設が湧水量を的確に把握していなかったため、想定していた以上にウェルポイントを追加しなければならないなどの変更工事が必要となっている。

これらの弊害を顧みず、他社の見積書や提案書を徴収せずに、全て中日本建設に随意契約で委託したことは、合理的な裁量を逸脱する違法なものであると言わざるを得ない。

- (2) また、随意契約前に2社以上から見積書を徴しなかったことは、潮来市財務規則第135条に違反し、随意契約に係る契約金額の予定価格の算定に際して、いずれも実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しなかったことは、潮来市財務規則第136条及び第122条に反する違法なものである。

以上のとおり、潮来市と中日本建設との間の随意契約及びこれに基づく公金支出には違法があるから、請求人は、監査請求をする次第である。

6 潮来市に生じた損害額の算定

裁判例では、随意契約による方法で契約を締結したことが違法である場合

に、当該普通地方公共団体に生じる損害額は、競争入札をすべきところ随意契約の方法をとったことによって生じた損害であるから、随意契約の方法により締結した契約金額と競争入札をしたならば締結されたであろう契約の契約金額（以下「想定価格」という。）との差額とされている。

一般競争入札においては、予定価格の８０％程度で落札されることが多いと言われている。本件では、少なくとも予定価格の９５％を想定価格とし、予定価格が把握できた契約については、契約金額と想定価格との差額を損害とし、予定価格が把握できなかった契約については、契約額の５％を損害とした。

よって、潮来市は、中日本建設に対し、違法な随意契約に基づく不当な支出をしてはならず、また、潮来市長は、前潮来市長杉田千春氏に対し、別紙２損害金一覧表の「損害金合計額」欄記載の金員を潮来市に支払うよう請求するべきである。

７ 地方自治法第２４２条第２項の適用について

潮来市は、中日本建設との間の随意契約について、１億５０００万円を超えるものについても、議会の決議を経ず、秘密裏になされていたため、平成２７年２月４日の情報公開手続きによる開示がなされるまで、別紙１「中日本建設随意契約一覧表」の随意契約の存在は明らかではなかった。

また、本件随意契約は、潮来市（日の出地区を含む）の液状化対策事業に係る一連一体の契約であるから、これら随意契約及び公金の支出に関して、地方自治法第２４２条第２項本文を適用する場合は、平成２７年２月４日を起算日とするか、液状化対策事業に係る最後の随意契約の締結日から一年と解釈するべきである。

以上

以下 別紙１及び別紙２

担当課	契約書名	【予定価格】		【見積書】		【随意契約】			随意契約の理由	令第167条の2第1項
		年月日	【予定価格】	年月日	【見積金額】	年月日	履行期間	契約金額		
上	東北地方太平洋沖地震下水道災害復旧1次調査業務委託			H23.3.15	12,831,000→ 8,799,000	H23.3.15	H23.3.16～H23.3.30 (15日間)	8,799,000	災害により急迫を要し競争入札に付することができないため。	5号
上	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧査定設計業務委託(その			H23.4.1	24,150,000→ 20,128,500	H23.4.1	H23.4.2～H23.7.31 (121日間)	20,128,500	災害により急迫を要し競争入札に付することができないため。	5号
道	H23 日の出地区幹線道路災害査定設計業務委託	H23.4.11	27,982,500	H23.4.11	27,405,000	H23.4.12	H23.4.13～H24.10.31 (202日間)	27,405,000	本業務は、東北太平洋沖地震により被災を受けた道路施設の補助査定設計作成業務である。補助査定申請は限られた期間内行わなければならないため日の出地区の幹線排水路検討業務を行っている、上記業者も委託することにより業務の効率化及び経	5号
上	潮来市日の出地区ほか水道管路施設災害復旧調査・設計業務委託(査定設計)			H23.5.27	16,936,500	H23.6.1	H23.6.2～H23.11.28 (180日間)	16,936,500	災害により急迫を要し競争入札に付することができないため中日本建設コンサルタント(株)と随意契約をします。	5号
上	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧査定設計業務委託(その			H23.8.3	71,631,00→ 63,472,500	H23.8.3	H23.8.4～H23.8.31 (28日間)	63,472,500	災害により急迫を要し競争入札に付することができないため。	5号
上	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託			H23.8.18	38,808,000→ 19,551,000	H23.8.19	H23.8.20～H24.3.25 (219日間)	19,551,000	災害により急迫を要し競争入札に付することができないため。	5号
上	平成23年度下水道法事業認可変更業務委託	H23.8.30	2,236,500	H23.9.2	2,247,000→ 2,152,500	H23.9.6	H23.9.7～H24.3.26 (202日間)	2,152,500	洲崎地区の整備が完了しておらず、現認可が平成23年3月までとなっているため、事業認可の延伸を行う必要がある。随意契約を行おうとしている業者は平成初期から事業認可変更業務を行っているから、計画書作成から計画調整及び打合せ等を円滑に進められ、かつ、現在までの調整資料やノウハウを有しているため経費	2号
上	水道管路施設災害復旧調査・設計業務委託(その2)			H23.8.31	4,000,500	H23.9.7	H23.9.8～H23.12.26 (110日間)	4,000,500	上記業者は、災害査定に係る復旧調査及び復旧計画書の作成を行っているため、同一業者と契約することにより経費の節減ができ	5号
上	水道管路施設災害復旧実施設計業務委託			H23.9.27	44,152,500→ 35,374,500	H23.10.5	H23.10.6～H24.2.17 (135日間)	35,374,500	上記業者は、災害査定に係る復旧調査及び復旧計画書の作成を行っているため、同一業者と契約することにより経費の節減ができ	5号
上	H23 日の出地区幹線道路実施設計業務委託	H23.10.27	40,950,000	H23.10.27	40,278,000	H23.10.28	H23.10.29～H24.3.20 (144日間)	40,278,000	本事業箇所は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受け、国庫補助事業に伴う災害査定が終了し、早急に復旧工事を行う必要がある。災害工事発注には実施設計を行う必要があり、日の出地区の幹線排水路検討業務を行っている上記業者に実施設計を委託することにより、災害発注の早期発注及び経費の削減が図れる。	6号
秘	潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成業務委託	H24.2.15	86,600,000	H24.2.15	86,520,000	H24.2.15	H24.2.15～H24.3.31 (46日間)	86,520,000	【目的】本業務は、国土交通省で検討が進められている液状化対策モデルを基本とし、日の出地区の個別条件を調査・把握した上で当地の実情に合致した適用案あるいは修正案の策定を行う。	2号
						H24.3.27	H24.2.15～H24.9.30 (183日間延長)		上記業者は、日の出地区の上下水道、道路の災害査定設計の業務委託を請け負い、本業務に精通しており、効率的かつ安価に業務が遂行できる。 (延長理由: 液状化対策事業計画について液状化対策検討委員会の開催、調査事業について期間を要するため。)	
		H24.8.13	155,400,000	H24.8.13	148,050,000	H24.8.13	H24.2.15～H25.3.31 (182日間延長)	148,050,000	(延長・増額理由: 「潮来市日の出地区液状化対策事業計画」の作成過程において、契約後に公表された国のガイドラインに対応するため、追加調査項目が必要となったため。)	
						H25.3.31	H24.2.15～H25.12.27 (271日間延長)		(延長理由: 液状化対策検討委員会において、実証試験の期間を平成25年10月31日まで延長することと決定したため。)	
		H25.12.25	15,330,000	H25.12.25	15,330,000	H25.12.26	H24.2.15～H26.3.31 (94日間延長)	15,330,000	(延長・増額理由: 実証試験の期間延長等により調査費が増加したため。)	
道	日の出地区排水施設調査業務委託(その2)			H24.3.9	420,000	H24.3.9	H24.3.10～H24.3.30 (21日間)	420,000	当業務は、日の出地区の幹線排水路の測量調査である。上記業者は排水路の詳細設計を受託していることから、現地を精通しており、調査の円滑化を図れる。	1号
上	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託	H23.7.10	18,165,000	H24.7.10	18,270,000→ 17,955,000	H24.7.10	H24.7.11～H25.2.15 (220日間)	17,955,000	災害査定設計及び災害復旧実施設計をこれまで当該業者が実施しており現場の熟知により、関係機関との調整等、最短の時間で業務の遂行が可能となるため。	6号

担当課	契約書名	【予定価格】		【見積書】		【随意契約】			随意契約の理由	令第167条の2第1項
		年月日	【予定価格】	年月日	【見積金額】	年月日	履行期間	契約金額		
上	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧MP実施設計業務委託					H25.2.13	H25.2.14～H25.3.31 (46日間)	882,000	災害査定設計及び災害復旧実施設計をこれまで当該業者が実施しており現場の熟知により、最短の時間で業務の遂行が可能となるため。	
上	十番排水ポンプ場及び雨水調整池基本設計・詳細設計業務委託					H25.2.18	H25.2.19～H25.3.31 (41日間)	90,300,000	災害査定設計及び災害復旧実施設計をこれまで当該業者が実施しており現場の熟知により、関係機関との調整等、最短の時間で業務の遂行が可能となるため。	6号
						H25.3.7	H25.2.19～H26.1.31 (306日間延長)			
道	H24 日の出地区幹線道路液状化対策事業業務委託	H25.2.15	119,700,000	H25.2.15	115,500,000	H25.2.18	H25.2.19～H25.3.31 (41日間)	115,500,000	見積書徴収の決済書には、裏面と記載があるが、その裏面がない。 (延長理由:事業を進めてきたが、関係機関との協議調整に時間を要したため明許繰越事業となったことから工期を延長し事業の完了) (増額理由:設計図書で説明あり)	5号・6号
						H25.3.7	H25.2.19～H26.3.31 (365日間延長)			
		H26.3.25	9,712,500	H26.3.25	9,975,000→ 9,765,000→ 9,450,000	H26.3.25		9,450,000		
秘	潮来市液状化対策事業計画案作成業務委託(潮来、辻地区 他5地区)	H25.2.18	304,363,500	H25.2.18	303,450,000	H25.2.19	H25.2.20～H25.3.31 (40日間)	303,450,000	上記業者は、日の出地区の液状化対策事業計画案作成業務を請け負うなど、本市の液状化を熟知しており、効率的かつ安価に業務が遂行できる。 (延長理由:甚大な被害を受けた日の出地区の液状化対策を優先的に進めているが、国においても対策工法が確立していない中、市の対策検討も予想以上に時間を要しており、他地区の検討までとにかかれない状況にあるため。) (延長・増額理由:潮来市液状化対策検討委員会において、地下水の変動を1年間観測すること並びに地質調査等の調査項目が必要とされたため。)	5号
						H25.3.25	H25.2.20～H26.3.31 (365日間延長)			
		H26.3.24	168,358,800	H26.3.24	159,591,600	H26.3.31	H25.2.20～H27.3.31 (365日間延長)	168,261,600		
都	日の出地区都市防災推進事業試験施工調査業務委託	H25.4.26	27,090,000	H25.4.26	28,455,000→ 27,930,000→ 26,880,000	H25.5.1	H25.5.1～H25.11.3 (187日間)	26,880,000	本業務は、日の出地区の地下水位低下工法の効果、および、水位低下時の地盤沈下の影響検証を目的に、試験施工による実証実験を行うものである。上記業者は、これまでこの試験施工を行っており、また、潮来市日の出地区液状化対策事業計画作成業務を請け負っており、液状化対策の全体計画策定・みずみちネットワーク設計・雨水排水促進計画を進めていることから、業務の効率化及び経費の削減が図れることから随意契約するものである。	5号 6号
		H25.10.30	7,717,500	H25.10.30	8,190,000→ 7,770,000→ 7,350,000	H25.11.1	H25.5.1～H26.1.6 (64日間延長)	7,350,000		
都	H25 日の出地区街区道路液状化対策事業設計業務委託	H25.6.25	201,600,000	H25.6.25	205,800,000→ 199,500,000	H25.6.25	H25.6.26～H26.3.14 (262日間)	199,500,000	本業務箇所は、日の出地区内の道路区間であり、災害復旧工事箇所と重複する。上記業者は、災害復旧の災害査定及び実施設計業務を行っている。また、潮来市日の出地区液状化対策事業計画作成業務を請け負っており、液状化対策の全体計画策定・みずみちネットワーク設計・雨水排水促進計画を進めている。さらに、幹線道路液状化対策事業の設計を行っており、業務の効率化及び経費の削減が図れることから随意契約するものである。	5号 6号
上	H25東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託					H25.7.10	H25.7.11～H25.11.30 (143日間)	2,499,000		

担当課	契約書名	【予定価格】		【見積書】		【随意契約】			随意契約の理由	令第167条の2第1項
		年月日	【予定価格】	年月日	【見積金額】	年月日	履行期間	契約金額		
道	H25 幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託	H25.11.29	8,400,000	H25.11.29	8,400,000	H25.12.2	H25.12.3～H26.3.31 (119日間)	8,400,000	契約締結の決済書には、根拠条文記載なし。 見積書徴収の決済書には、次の記載あり。 本業務は、日の出地区幹線道路液状化対策事業の管理委託業務である。上記業者は、日の出地区液状化対策事業計画案作成業務、液状化対策の全体計画策定・みずみちネットワーク設計・雨水排水促進計画をしている。また、道路災害復旧の災害査定・実施設計業務及びH24日の出地区幹線道路液状化対策事業業務委託を行っているため、液状化事業においてノウハウを持っていることから業務の効率化が図れるため随意契約とするものである。	6号
上	液状化対策事業に伴う市道(潮)1-13号線 配水管布設替詳細設計業務委託					H25.12.20	H25.12.21～H26.3.31 (101日間)	15,750,000	上記業者は、液状化対策事業での道路や電線共同溝の設計を行っているため、同一業者と契約することにより経費の節減が図れる。	6号
上	液状化対策事業に伴う日の出雨水排水ポンプ場等改修設計及び管路移設詳細設計業務委託					H25.12.20	H25.12.21～H26.3.31 (101日間)	43,050,000	日の出地区の災害査定設計及び災害復旧実施設計をこれまで当該業者が実施しており現場の熟知により、関係機関との調整等、最短の時間で業務の遂行が可能となるため。	6号
						H26.3.31	H25.12.21～H27.3.31 (365日間延長)	1,230,000	(増額理由:消費税の増税分(3%))	
都	(日の出地区)街区道路液状化対策事業施工監理業務委託	H26.2.27	194,400,000	H26.2.27	205,200,000→ 194,400,000	H26.2.28	H26.3.1～H28.3.31 (762日間)	194,400,000	本業者は、日の出地区液状化対策事業計画案作成業務を行い、幹線道路・街区道路液状化対策事業の設計を行っていることから、業務の効率化及び経費の削減が図られるため。	6号
上	十番排水ポンプ場(土木・建築)工事施工監理業務委託					H26.3.31	H26.4.1～H27.3.31 (365日間)	17,172,000	災害査定設計及び災害復旧実施設計をこれまで当該業者が実施しており現場の熟知により、関係機関との調整等、最短の時間で業務の遂行が可能となるため。地方自治法施行令第167条の2	6号
道	H26 幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託	H26.3.31	82,080,000	H26.3.31	82,620,000→ 82,080,000	H26.4.1	H26.4.1～H27.3.31 (365日間)	82,080,000	見積書徴収の決済書には、裏面と記載があるが、その裏面がない。	6号
上	日の出+S15雨水排水ポンプ場測量及び流水渠水替業務委託					H26.7.11	H26.7.12～H26.8.10 (30日間)	2,160,000	日の出雨水排水ポンプ場ゲート及び流出渠の改修実施設計を当該業者が行っており、その業務に必要な調査のため測量と水替工を実施するものです。業務の遂行を容易にかつ早期に完了できる当該業者と随意契約をします。	記載なし
上	国災26配水管復旧工事詳細設計業務委託					H26.8.12	H26.8.13～H26.9.30 (49日間)	3,240,000	上記業者は災害査定に係る復旧調査及び復旧契約書の作成を行っているため、同一業者と契約することにより経費の節減と委託期間の短縮ができる。地方自治法施行令第167条の2第1項第	5号
道	H26 幹線道路止水工設計業務委託	H26.9.16	3,715,200	H26.9.16	3,564,000	H26.9.17	H26.9.18～H16.10.31 (44日間)	3,564,000	本業務は、日の出地区幹線道路内の液状化対策工事において、追加対策工事が必要になったことによる追加設計業務である。上記業者は本体設計業務を行っていることから、現地に精通し、業務の効率化及び経費の削減が図れる。	6号
道	H26 日の出地区避難誘導灯設計業務委託	H26.10.31	10,951,200	H26.10.31	9,612,000	H26.11.4	H26.11.5～H27.3.31 (147日間)	9,612,000	本業務は、日の出地区液状化対策事業の避難誘導灯設計業務委託である。上記業者は、日の出地区液状化対策事業計画案作成業務、液状化対策の全体計画策定・みずみちネットワーク設計・雨水排水促進計画をしている。また、道路災害復旧の災害査定・実施設計業務及びH24日の出地区幹線道路液状化対策事業業務委託を行っており、今までの流れや内容を把握していることから業務の効率化が図れるため随意契約とするものである。	5号・6号
【総 計】								1,811,103,600		

【注記】 担当課 : 「都」→都市計画課 / 「総」→総務課 / 「道」→道路建設課 / 「上」→上下水道課 / 「秘」→秘書政策課 /

別紙2 損害金一覧表

番号	契約書名	① 【予定価格】	② 【予定価格の 95%】	③ 【契約金額】	③-②又は ③の5%相当額 【損害金額】
1	東北地方太平洋沖地震下水道災害 復旧1次調査業務委託			8,799,000	439,950
2	東北地方太平洋沖地震公共下水道 災害復旧査定設計業務委託(その			20,128,500	1,006,425
3	H23 日の出地区幹線道路災害査 定設計業務委託	27,982,500	26,583,375	27,405,000	821,625
4	潮来市日の出地区ほか水道管路施 設災害復旧調査・設計業務委託(査 定設計)			16,936,500	846,825
5	東北地方太平洋沖地震公共下水道 災害復旧査定設計業務委託(その			63,472,500	3,173,625
6	東北地方太平洋沖地震公共下水道 災害復旧実施設計業務委託			19,551,000	977,550
7	平成23年度下水道法事業認可変更 業務委託	2,236,500	2,124,675	2,152,500	27,825
8	水道管路施設災害復旧調査・設計 業務委託(その2)			4,000,500	200,025
9	水道管路施設災害復旧実施設計業 務委託			35,374,500	1,768,725
10	H23 日の出地区幹線道路実施設 計業務委託	40,950,000	38,902,500	40,278,000	1,375,500
11	潮来市日の出地区液状化対策事業 計画案作成業務委託	86,600,000	82,270,000	86,520,000	4,250,000
		155,400,000	147,630,000	148,050,000	420,000
		15,330,000	14,563,500	15,330,000	766,500
12	日の出地区排水施設調査業務委託 (その2)			420,000	21,000
13	東北地方太平洋沖地震公共下水道 災害復旧実施設計業務委託	18,165,000	17,256,750	17,955,000	698,250
14	東北地方太平洋沖地震公共下水道 災害復旧MP実施設計業務委託			882,000	44,100
15	十番排水ポンプ場及び雨水調整池 基本設計・詳細設計業務委託			90,300,000	4,515,000
16	H24 日の出地区幹線道路液状化 対策事業業務委託	119,700,000	113,715,000	115,500,000	1,785,000
		9,712,500	9,226,875	9,450,000	223,125
17	潮来市液状化対策事業計画案作成 業務委託(潮来、辻地区 他5地区)	304,363,500	289,145,325	303,450,000	14,304,675
		168,358,800	159,940,860	168,261,600	8,320,740
18	日の出地区都市防災推進事業試験 施工調査業務委託	27,090,000	25,735,500	26,880,000	1,144,500
		7,717,500	7,331,625	7,350,000	18,375
19	H25 日の出地区街区道路液状化 対策事業設計業務委託	201,600,000	191,520,000	199,500,000	7,980,000
20	H25東北地方太平洋沖地震公共下 水道災害復旧実施設計業務委託			2,499,000	124,950

別紙2 損害金一覧表

番号	契約書名	① 【予定価格】	② 【予定価格の 95%】	③ 【契約金額】	③-②又は ③の5%相当額 【損害金額】
21	H25 幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託	8,400,000	7,980,000	8,400,000	420,000
22	液状化対策事業に伴う市道(潮)1-13号線 配水管布設替詳細設計業務委託			15,750,000	787,500
23	液状化対策事業に伴う日の出雨水排水ポンプ場等改修設計及び管路移設詳細設計業務委託			43,050,000	2,152,500
				1,230,000	61,500
24	(日の出地区)街区道路液状化対策事業施工監理業務委託	194,400,000	184,680,000	194,400,000	9,720,000
25	十番排水ポンプ場(土木・建築)工事施工監理業務委託			17,172,000	858,600
26	H26 幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託	82,080,000	77,976,000	82,080,000	4,104,000
27	日の出+S15雨水排水ポンプ場測量及び流水渠水替業務委託			2,160,000	108,000
28	国災26配水管復旧工事詳細設計業務委託			3,240,000	162,000
29	H26 幹線道路止水工設計業務委託	3,715,200	3,529,440	3,564,000	34,560
30	H26 日の出地区避難誘導灯設計業務委託	10,951,200	10,403,640	9,612,000	
【損害金合計額】					73,662,950

3 請求の受理

潮来市職員措置請求書（以下「本請求書」という。）は、形式上、所定の要件を備えていると認め、平成27年7月23日付で受理した。

4 監査の実施

（1）請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成27年8月24日、請求人に陳述の機会を与えた。

（2）監査対象部局

総務部秘書政策課、建設部道路建設課、建設部都市計画課、建設部上下水道課とし、平成27年7月24日から平成27年9月3日にかけて関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

（3）関係職員の調査

本件請求に関し事実関係を確認するため、平成27年8月12日及び平成27年8月21日に対象部局職員の出席をもとめ事情聴取及び質疑を行った。

5 監査対象事項

本請求書の記載内容及び請求人の陳述内容を勘案し、監査対象事項は次のとおりとした。

I 監査対象事項

（1）潮来市が中日本建設コンサルタント株式会社との間で締結した随意契約は違法なものであるか。また、それらの契約に基づく公金の支出は、不当な公金支出に当たるか。

（2）潮来市長は前潮来市長杢田千春氏に対し、別紙2「損害金一覧表」記載欄の合計額73,662,950円を潮来市に支払うよう措置すべきか。

II 請求の期間制限（法第242条第2項の適用）について

上記内容にかかる本件請求については、平成23年3月15日に契約が行われたものから平成26年11月4日に契約されたものまでを一連一体として監査をすべきとの意見がだされているが、法第242条第2項では、所定の財務会計行為があった日、又は終わった日から1年を経過した時は、正当な理由がない限り、当該行為については監査請求をすることができないものとされているところであるので、「特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の

住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることが出来たと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」との（平成 14 年 9 月 14 日最高裁判決）判例を支持し、以下に記載する理由から一部の案件を除外した。

（期間制限理由）

潮来市液状化対策事業は復旧事業と復興事業が同時進行する形で推進されてきた。そのような意味合いでは、一連の事業であることは疑いがない。

しかし、復旧と復興は別個の事業であり、液状化対策の対処法自体も国サイドにおいても確立されていない手探りの状態のものであった。したがって、事業開始当初に一体で契約することは困難であり、事業内容や事業の進捗に応じて個々に契約をせざるを得ない性格のものである。よって、液状化対策事業に係る最後の契約の締結日から 1 年と解釈するには無理がある。

中日本建設コンサルタント株式会社との随意契約締結の事実を把握する手段は限られていたが、平成 26 年 5 月発行の潮来市議会だより第 153 号によって、今回の請求対象事案の全てではないにしても、その存在が市民の知ることとなったことは明らかである。当該議会だよりは、平成 26 年 5 月 8 日各区長に配布が依頼され、遅くとも 10 日後の 5 月 18 日には各家庭に配布されていると推測される。その日が知り得ることができた日と解されるので、その日から相当な期間内には請求ができたと判断できる。しかるに本件監査請求は、同日から 1 年以上も経過してなされているのであって、公文書の開示請求や入手した公文書の分析・検討に要する期間を考慮しても、相当な期間内になされたとはいいい難いことから、監査請求期間の徒過につき「正当な理由」があるとはいえない。よって、法第 242 条第 2 項の適用については、請求書が提出された平成 27 年 7 月 7 日を起算日と解釈することができるので、平成 26 年 7 月 6 日以前に公金の支出がなされた事業の請求は却下する。ただし、請求を却下した契約についても、監査対象事項に関係する場合があるので慎重を期すため調査及び事情聴取のみ行うこととした。

6 事実の確認

法は、第 234 条第 2 項において「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定し、関連する政令である地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項において「随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号

において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。」と規定している

また、潮来市では、潮来市財務規則第134条において、施行令第167条の2第1項第1号に起因する随意契約の金額を定めるとともに第135条において見積書の徴収に関する規定を設けている。

事実確認では、監査対象事項となっている契約が、施行令や潮来市財務規則に則り、正当に行われていたかを確認することを目的とし、本請求書別紙2「損害金一覧表」に示された1から30の契約内容について、関係各課から以下に示す表のとおり証拠書類の提出を求め事情聴取した。

	契 約 名	契約額 見積額 予定価格	金 額	契約日	履行期間	完 成 検査日	支出日	随 契 理 由 ※
①	東北地方太平洋沖 地震下水道災害復 旧1次調査業務委 託	契約額	8,799,000	23.3.15	23.3.16 ～ 23.3.30	H23.3.31	23.5.23	5号
		見積額	12,831,000					
		予定価格	-					

②	東北地方太平洋沖 地震公共下水道災 害復旧査定設計業 務委託(その1)	契約額	20,128,500	23.4.1	23.4.2	H23.8.9	23.9.2	5号
		見積額	24,150,000		～			
		予定価格	-		23.7.31			
③	H23日の出地区幹 線道路災害査定設 計業務委託	契約額	27,405,000	23.4.12	23.4.13	H23.11.7	23.12.16	5号
		見積額	〃		～			
		予定価格	27,982,500		23.10.31			
④	潮来市日の出地区 ほか水道管路施設 災害復旧調査・設 計業務委託(査定 設計)	契約額	16,936,500	23.6.1	23.6.2～	23.11.29	23.12.27	5号
		見積額	16,936,500		23.11.28			
		予定価格	-					
⑤	東北地方太平洋沖 地震公共下水道災 害復旧査定設計業 務委託(その2)	契約額	63,472,500	23.8.3	23.8.4	23.9.8	23.10.14	5号
		見積額	71,631,000		～			
		予定価格	-		23.8.31			
⑥	東北地方太平洋沖 地震公共下水道災 害復旧実施設計業 務委託	契約額	19,551,000	23.8.19	23.8.20	24.3.30	24.4.20	5号
		見積額	36,708,000		～			
		予定価格	-		24.3.25			
⑦	平成23年度下水道 法事業認可変更業 務委託	契約額	2,152,500	23.9.6	23.9.7	24.3.27	24.5.2	2号
		見積額	〃		～			
		予定価格	2,236,500		24.3.26			
⑧	水道管路施設災害 復旧調査・設計業 務委託(その2)	契約額	4,000,500	23.9.7	23.9.8	23.12.27	23.1.13	5号
		見積額	4,000,500		～			
		予定価格	-		23.12.26			
⑨	水道管路施設災害 復旧実施設計業務 委託	契約額	35,374,500	23.10.5	23.10.6	24.2.20	24.3.30	5号
		見積額	44,152,500		～			
		予定価格	-		24.2.17			

⑩	H23日の出地区幹線道路実施設計業務委託	契約額	40,278,000	23.10.28	23.10.29 ～ 24.3.20	24.3.22	24.4.13	6号
		見積額	〃					
		予定価格	40,950,000					
⑪	潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成業務委託	契約額	86,520,000	24.2.15	24.2.15 ～ 24.3.31	26.3.31	26.5.28	2号
		見積額	〃					
		予定価格	86,600,000					
		変更契約	工期延長	24.3.27	24.9.30			
		変更契約	148,050,000	24.8.13	25.3.31			
		見積額	〃					
		予定価格	155,400,000					
		変更契約	工期延長	25.3.31	25.12.27			
		変更契約	15,330,000	25.12.26	26.3.31			
		見積額	〃					
		予定価格	15,330,000					
		⑫	日の出地区排水施設調査業務委託 (その2)	契約額	420,000			
見積額	〃							
予定価格	430,500							
⑬	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託	契約額	17,955,000	24.7.10	24.7.11 ～ 25.2.15	25.2.20	25.3.8	6号
		見積額	〃					
		予定価格	18,165,000					
⑭	東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧MP実施設計業務委託	契約額	882,000	25.2.13	25.2.14 ～ 25.3.31	25.3.28	25.5.10	6号
		見積額	882,000					
		予定価格	-					

⑮	十番排水ポンプ場 及び雨水調整池基 本設計・詳細設計 業務委託	契約額	90,300,000	25.2.18	25.2.19	26.1.31	26.4.4	6号
		見積額	〃		～			
		予定価格	93,450,000		25.3.31			
		変更契約	工期延長	25.3.7	26.1.31			
⑯	H24日の出地区幹 線道路液状化対策 事業業務委託	契約額	115,500,000	25.2.18	25.2.19	26.3.31	26.4.11	5号 6号
		見積額	〃		～			
		予定価格	119,700,000		25.3.31			
		変更契約	工期延長	25.3.7	26.3.31			
		変更契約	9,450,000	26.3.25	26.3.31			
		見積額	-					
		予定価格	9,660,000					
⑰	潮来市液状化対策 事業計画案作成業 務委託	契約額	303,450,000	25.2.19	25.2.20	27.3.31	27.5.27	5号
		見積額	〃		～			
		予定価格	304,363,500		25.3.31			
		変更契約	工期延長	25.3.25	26.3.31			
		変更契約	168,261,600	26.3.31	27.3.31			
		見積額	〃					
		予定価格	168,358,800					
		変更契約	△130,950,000	27.3.6	27.3.31			
		見積額	〃					
		予定価格	△130,950,000					
⑱	日の出地区都市防 災推進事業試験施 工調査業務委託	契約額	26,880,000	25.5.1	25.5.1	26.1.14	26.2.7	5号 6号
		見積額	〃		～			
		予定価格	27,090,000		25.11.3			
		変更契約	7,350,000	25.11.1	25.5.1			
		見積額	〃		～			
		予定価格	7,717,500		26.1.6			
⑲	H25日の出地区街 区道路液状化対策 事業設計業務委託	契約額	199,500,000	25.6.25	25.6.26	26.3.20	26.5.23	5号 6号
		見積額	〃		～			
		予定価格	201,600,000		26.3.14			

⑳	H25東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託	契約額	2,499,000	25.7.10	25.7.11 ～ 25.11.30	25.12.11	25.12.20	5号
		見積額	2,625,000					
		予定価格	-					
㉑	H25幹線道路液状化対策施工監理業務委託	契約額	8,400,000	25.12.2	25.12.3 ～ 26.3.31	26.3.31	26.4.25	6号
		見積額	〃					
		予定価格	8,400,000					
㉒	液状化対策事業に伴う市道(潮)1-13号線配水管布設替詳細設計業務委託	契約額	15,750,000	25.12.20	25.12.21 ～ 26.3.31	26.3.31	26.4.25	6号
		見積額	〃					
		予定価格	16,800,000					
㉓	液状化対策事業に伴う日の出雨水排水ポンプ場等改修設計及び管路移設詳細設計業務委託	契約額	43,050,000	25.12.20	25.12.21 ～ 26.3.31	27.3.31	27.4.24	6号
		見積額	〃					
		予定価格	44,100,000					
		変更契約	1,230,000	26.3.31	27.3.31			
		見積額	-					
		予定価格	1,230,000					
		変更契約	△3,780,00	27.3.24	27.3.31			
		見積額	〃					
		予定価格	△3,736,800					
㉔	街区道路液状化対策事業施工監理業務委託	契約額	194,400,000	26.2.28	26.3.1～ 28.3.31	25年度	25年度	6号
		見積額	〃			26.3.31	26.5.16	
		予定価格	194,400,000			26年度 27.3.31	26年度 27.4.17	
㉕	十番排水ポンプ場(土木・建築)工事施工監理業務委託	契約額	17,172,000	26.3.31	26.4.1 ～ 27.3.31			6号
		見積額	〃					
		予定価格	17,204,400					
		変更契約	工期延長	27.3.31	28.1.31			
㉖	H26幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託	契約額	82,080,000	26.4.1	26.4.1 ～ 27.3.31	27.3.31	27.4.10	6号
		見積額	〃					
		予定価格	82,080,000					

②⑦	日の出雨水排水ポンプ場測量及び流出渠水替業務委託	契約額	2,160,000	26.7.11	26.7.12	26.8.10	26.10.20	2号
		見積額	〃		～			
		予定価格	2,343,600		26.8.10			
②⑧	国災26配水管復旧工事詳細設計業務委託	契約額	3,240,000	26.8.12	26.8.13	26.10.3	26.10.31	5号
		見積額	〃		～			
		予定価格	4,968,000		26.9.30			
②⑨	H26幹線道路止水工設計業務委託	契約額	3,564,00	26.9.17	26.9.18	26.11.7	26.12.19	6号
		見積額	〃		～			
		予定価格	3,715,200		26.10.31			
③⑩	H26日の出地区避難誘導灯設計業務委託	契約額	9,612,000	26.11.4	26.11.5	27.3.27	27.4.10	5号
		見積額	〃		～			
		予定価格	10,951,200		27.3.31			

※は、施行令第167条の2第1項の号数を表記している。

上記表中、監査対象事項に該当するものは、以下の9事業である。

- ①⑦ 潮来市液状化対策事業計画案作成業務委託
- ②③ 液状化対策事業に伴う日の出雨水排水ポンプ場等改修設計及び管路移設詳細設計業務委託
- ②④ 街区道路液状化対策事業施工監理業務委託
- ②⑤ 十番排水ポンプ場(土木・建築)工事施工監理業務委託
- ②⑥ H26 幹線道路液状化対策事業施工監理業務委託
- ②⑦ 日の出雨水排水ポンプ場測量及び流出渠水替業務委託
- ②⑧ 国災 26 配水管復旧工事詳細設計業務委託
- ②⑨ H26 幹線道路止水工設計業務委託
- ③⑩ H26 日の出地区避難誘導灯設計業務委託

また、以下に示す番号のものについては、法第242条第2項により却下としたものであるが、本編監査対象事項に述べた理由から事情聴取を行った。

- ① 東北地方太平洋沖地震下水道災害復旧1次調査業務委託
- ② 東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧査定設計業務委託(その1)
- ③ H23 日の出地区幹線道路災害査定設計業務委託
- ④ 潮来市日の出地区ほか水道管路施設災害復旧調査・設計業務委託(査定設計)

- ⑤ 東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧査定設計業務委託(その2)
- ⑥ 東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託
- ⑦ 平成23年度下水道法事業認可変更業務委託
- ⑧ 水道管路施設災害復旧調査・設計業務委託(その2)
- ⑨ 水道管路施設災害復旧実施設計業務委託
- ⑩ H23日の出地区幹線道路実施設計業務委託
- ⑪ 潮来市日の出地区液状化対策事業計画案作成業務委託
- ⑫ 日の出地区排水施設調査業務委託(その2)
- ⑬ 東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託
- ⑭ 東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧MP実施設計業務委託
- ⑮ 十番排水ポンプ場及び雨水調整池基本設計・詳細設計業務委託
- ⑯ H24日の出地区幹線道路液状化対策事業業務委託
- ⑰ 日の出地区都市防災推進事業試験施工調査業務委託
- ⑱ H25日の出地区街区道路液状化対策事業設計業務委託
- ⑳ H25東北地方太平洋沖地震公共下水道災害復旧実施設計業務委託
- ㉑ H25幹線道路液状化対策施工監理業務委託
- ㉒ 液状化対策事業に伴う市道(潮)1-13号線配水管布設替詳細設計業務委託

7 監査対象事項に対する監査委員の判断

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

監査対象事項Ⅰ

- (1) 潮来市が中日本建設コンサルタント株式会社との間で締結した随意契約は違法なものであるか。また、それらの契約に基づく公金の支出は、不当な公金支出に当たるか。

○ 潮来市液状化対策事業計画案作成業務委託の契約について

事業者の見積書の金額159,591,600円と契約金額168,261,600円の差額8,670,000円は、改正消費税法指定日前に締結された当初契約が変更されたことにより消費税3%相当額を支出したものである。

当該契約は、具体的な対策事業を執り行うか否かを判断するための調査を含めた契約であり、調査を行わないで必要性が乏しいと判断することは困難であり、指摘には当たらない。対策が必要ないとの判断後の調査は取りやめており、復興庁の了承のもとに減額契約している。

○ 中日本建設コンサルタント株式会社との単独随意契約について

一つの事業者と複数の事業契約を締結することは、工期短縮や経費削減等の長所もあるが、契約金額に市場原理が反映されなくなる可能性は否定できない。しかしながら、他の事業者が受託契約した場合、日の出地区の業務委託を従前より継続して受託していた中日本建設コンサルタント株式会社及び潮来市より日の出地区の種々のデータや特徴の教示を受けて対策事業の調査、計画案策定や実施設計する費用や時間も無視できないことから、不適正な価額となるとは必ずしも言えない。

中日本建設コンサルタント株式会社は、業界では中堅の事業者であり、大手の事業者と比較すると「人的、物的資源に左右される」ことは容易に推測される。請求人が示した湧水量の把握やウェルポイントの事例では、液状化による被災事例が少なく、国サイドにおいても対処法が確立されていない上に、国庫補助事業であるために、復興庁の指導のもと湧水地点の調査はピンポイントで行なわれているためすべてを把握することは困難であり、湧水量の増大が事前に予測されるにしても当初からのウェルポイントの増設は認められていない。中日本建設コンサルタント株式会社以外の事業者が受注したとしても同様の問題が発生することは想定される。

競争入札に付さずに随意契約による場合は、潮来市財務規則第135条の規定により2人以上の者から見積書を徴することとなっている。最初の契約を除いては2人以上の者から見積書を徴しておらず、被災直後の一定期間は緊急性や復興交付金申請の期限等を理由としており、その後は経済性を理由としているが、法第234条及び潮来市財務規則第135条に明らかに違反している。

しかしながら、建設業界の規模は、平成22年までは縮小傾向にあった。東日本大震災により広範囲の地域が被災しており、被害程度も甚大であった。よって、複数の事業者から見積もりを徴しようとしても優先的に、かつ迅速に対応できる可能性は高くはないと思われる。

前潮来市長が、他の事業者からの見積書を必要としない旨判断した具体的な記録はないが、前市長は起案書を決裁しているので、不必要と判断したものと推測できる。

○ 予定価格について

予定価格の決定方法としては、液状化対策事業の初期段階では設計基準とすべき資料も乏しく算定が困難であったために、復興交付金の申請額をその価格とした事案もあった。予定価格表が存在しない起案書があったことは甚だ不適当なものであるが、当該契約が無効であるとまでは言えない。

予定価格表の記載日と見積書の日付が一致あるいは接近していて不自然であ

るとの指摘があるが、予定価格表に記載の日付は見積もり合わせの予定日なので不自然との指摘は当たらない。

以上の理由をもって、本件監査対象事項Ⅰに係る、請求書 別紙２「損害金一覧表」に存する対象事項９件の契約については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

よって、中日本建設コンサルタント株式会社に対する支出差止措置の必要を認めない。

（２）潮来市長は前潮来市長杉田千春氏に対し、別紙２「損害金一覧表」記載欄の合計額 73,662,950 円を潮来市に支払うよう措置すべきか。

○ 損害額の算定と請求及び公金支出差止について

申請人の損害額算定の方法は、一般競争入札の落札率を予定価額の 95%と想定した価額と契約金額との差額をもって損害額としているが、建設業界の受託余力と東日本大震災により増大した事業総量とのギャップにより入札が不調あるいは応札なしに終わっている事例が散見されている。よって、落札率を 95%とした想定価格を一般競争入札による適正な価格とするには無理がある。また、随意契約による不利益を主張するが、有利性の検証もなされていない。よって、前潮来市長への損害賠償請求には理由がないものと判断する。

以上の理由をもって、本件監査対象事項Ⅰ（２）に係る請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

なお、以上のとおり、本件監査請求については、対象事項に関して棄却という結果と判断したが、住民監査請求制度の意義である執行機関または職員の行う違法・不当な行為または怠る事実の発生を防止し、財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護するという観点から、次にあげる事項を市長に意見することとしたので申し添える。

９ 潮来市長に対する監査の意見

本件請求について、監査の結果及び結論は記載のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

売買、賃貸、請負その他の契約は、一定の条件に該当する場合の他は、一般競争入札あるいは指名競争入札により締結するのが原則である。しかしながら、今回の請求の件においてはすべてが随意契約によりなされていた。し

かも、「随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴する」ことが潮来市財務規則第135条に規定されているのも拘わらず、最初の契約を除いては2人以上の者から見積書を徴しておらず、明らかに潮来市財務規則第135条に違反している。今後このようなことがないように市長に求める。

また、相当の理由により随意契約により締結した場合でも、当該随意契約が本来は入札に処すべき条件の案件であれば、定期的に議会に報告すべきである。

事業を進めるうえでは、市民の理解を深めることが重要である。そのためには、最新でかつ正確な情報を適時適切に提供することが必要であり、市は市民に対し解りやすく丁寧な説明に努め、十分な説明責任を果たして事業にあたられることを強く要望する。